

業務または通勤が原因で負傷したり、病気になったら・・・

- 労災保険制度について -

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。

その費用は、原則として事業主の負担する保険料によってまかなわれています。

「療養（補償）給付」は治療費、入院料、移送費など通常療養に必要なものが含まれ、治癒または症状固定するまで行われます。

療養のため4日以上賃金が得られない場合、「休業（補償）給付」を受けることができます。

障害が残った場合は「障害（補償）給付」「介護（補償）給付」等を受けることができます。

< 治療費の給付 >

給付の種類	支給要件	保険給付の内容
療養（補償）給付	労災病院や労災指定医療機関で療養を受けるとき	補償として治療が受けられます
	労災病院や労災指定医療機関以外で療養を受けるとき	手続きをすれば支払った治療費が還付されます

< 休職中の給与補償 >

給付の種類	支給要件	保険給付の内容
休業（補償）給付	療養のため労働することができず、賃金を得られないとき	休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
休業特別支給金		休業4日目から休業1日につき給付基礎日額の20%相当額

※上記ほかにも給付があります。

< 手続き方法 >

会社の労災保険制度担当の窓口で傷病が労災に該当するかどうか問い合わせをしてください。

本制度について不明な点がある場合は会社の住所を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

令和7年1月 地域医療支援センター作成



掛川市・袋井市病院企業団立
中東遠総合医療センター